

上尾市頑張る事業者サポート補助金

コロナ禍の経営課題の
解決に積極的に取組む
事業者に補助金を交付

最大※
80万円

申請受付期間

令和3年6月1日(火)から
令和3年7月30日(金)まで

※地域課題解決に資する事業の場合
※先着順、予算が無くなり次第終了



補助金の交付を受けるには？

事業者の申請要件

以下の①～⑤の要件をすべて満たす事業者が申請できます。

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（小規模企業者を含む。）に該当する会社・個人であること。
- ②申請日の6か月以上前から市内に事業所等を有し、現在も引き続き事業を営んでいる事業者であること。
- ③事業者が上尾市税の納税義務者であること。
- ④経営革新計画に基づく事業で、かつ、事業継続や経営課題の解決に向けた取組であること。
- ⑤実施する補助事業について、市が指定する機関の専門家による相談・指導を受けていること。

補助金の額と対象経費

補助金の額は、補助対象経費の2/3（上限50万円）です。

地域課題解決事業に認定された場合は、補助対象経費の4/5（上限80万円）です。

〈補助対象事業〉

- ①新商品等開発事業：新たな商品やサービスの開発等に係る機械器具費や技術指導費、外注費・委託費 など
- ②既存商品等改良事業：既存の商品やサービスの改良等に係る機械器具費や技術指導費、外注費・委託費 など
- ③販路開拓事業：新たな販路を開拓するために要する出展費や広告宣伝費、外注費・委託費 など
- ④新しい生活様式推進事業：テレワークやキャッシュレス決済の導入に要する機械器具費やシステム導入費 など
- ⑤BCP策定事業：BCP（事業継続計画）の策定に伴うコンサルタント等の技術指導費 など

・市税を滞納している、暴力団と関係がある、公金の使途として不適切な事業を営んでいるなどの場合は、要件を満たしていても補助金を交付することはできません。

・予算には限りがありますので、申請いただいた満額を交付できない場合があります。なお、応募状況によっては、2次募集を行う可能性があります。

・制度の詳細や要件、申請様式のダウンロードは、下記のURL又はQRコードから商工課のWebサイトにアクセスしてご確認ください。

【提出先・問合せ】

上尾市役所 商工課

〒362-0042

上尾市谷津2-1-50 プラザ22内

☎048-777-4441

申請書類は、商工課の窓口にご直接提出してください。



制度の詳細・書類ダウンロードはこちらから（左のQRからもアクセスできます）

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/041121060101.html>